

交通安全情報70

ストップ・ザ・交通事故

令和3年11月22日
警察本部交通部
交通総合対策センター

■道路交通法施行規則の改正■

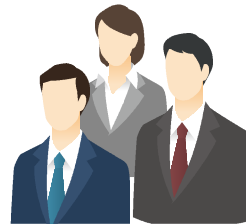
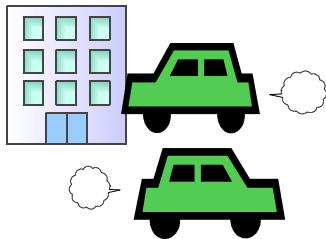
安全運転管理者が行う業務に次の2点が加わります

1 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日施行)

- ① 運転前後の運転者の状態を目視等で確認して、酒気帯びの有無を確認しなければなりません。
- ② ①の確認の結果を記録し、1年間保存する必要があります。

運行前後

酒気帯びの有無を確認
記録・保存化



2 アルコール検知器の使用等(令和4年10月1日施行)

- ① 1の①の確認は、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行わなければなりません。
- ② アルコール検知器は常時有効に保持されていなければなりません。



<国家公安委員会が定める検知器とは>

「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音・警告灯・数値等により示す機能を有するもの」



■ 事業所内で改正内容を周知させましょう。